

杉並区軽自動車税等受付及び特別区民税等証明書交付業務等
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区（以下「区」といいます。）では、時代の先を見据えた区政経営を推進するため、「区政経営改革推進基本方針」に基づく「杉並区区政経営改革推進計画」のもと、「効率的な行政運営」の実現に向けた取組を行っています。

この取組の中では、民間事業者のもつ専門性やノウハウを生かすことで、質の高い公共サービスの提供が見込める事業については、民間事業者を公共サービスの提供するパートナーとして導入することとしており、区民生活部課税課では、標記業務を事業者に委託して実施しています。

今回の公募型プロポーザルは、令和7年3月末日をもって、現在の受託事業者との委託期間が満了となるため、事業者のノウハウや特性・専門性を発揮することにより、これまで以上に区民の方々が公共サービスの向上を実感できる、区民目線に立ったサービスの提供を可能とする最適な事業者を選定するものです。

2 業務の概要

(1) 当初業務

ア 業務名

杉並区軽自動車税等受付及び特別区民税等証明書交付業務等（当初業務）

イ 業務内容

次に掲げる業務とし、詳細は「杉並区軽自動車税等受付及び特別区民税等証明書交付業務等業務内容説明書」（別紙1）のとおりとします。

- (ア) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の手続に関する業務
- (イ) 軽自動車及び二輪の小型自動車の手続に関する業務
- (ウ) 軽自動車税減免手続に関する業務
- (エ) 試乗用標識交付等に関する業務
- (オ) 軽自動車税収納等に関する業務
- (カ) 自動車臨時運行許可に関する業務
- (キ) 特別区民税・都民税・森林環境税課税・納税証明書及び軽自動車税納税証明書の交付に関する業務
- (ク) 郵便物の收受及び発送に関する業務
- (ケ) 電話受付対応に関する業務
- (コ) 案内に関する業務

ウ 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

エ 事業規模

41,500,000円（税込み年間概算額）

(2) 準備業務

ア 業務名

杉並区軽自動車税等受付及び特別区民税等証明書交付業務等（準備業務）

イ 業務内容

前記当初業務の業務内容に係る次に掲げる業務とし、詳細は「杉並区軽自動車税等受付及び特別区民税等証明書交付業務等に係る準備業務内容説明書」（別紙 2）のとおりとします。

(ア) 業務責任予定者及び業務従事予定者に対する研修の実施

(イ) マニュアル等の整備

ウ 履行期間

令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

エ 事業規模

3,168,000 円（税込み額）

なお、選定の結果、「令和 6 年度軽自動車税等受付及び特別区民税・都民税証明書交付業務等委託契約」締結事業者（以下「現締結事業者」という。）が受託者候補者となった場合は、準備業務に係る契約の締結は行いません。

3 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、法人とし、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 単独の事業者又は複数の事業者により構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）であること。
- (2) 共同事業体で参加する場合は、参加申込み時に「共同事業体届出書」（様式 1）を提出するとともに、必ず代表する事業者（以下「代表事業者」という。）を定めること。また、共同事業体の構成事業者は、この公募において別の共同事業体の構成事業者となっていないこと、又は、単独で参加者になっていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (5) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続も開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人税、法人事業税及び特別法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 提案業務又は類似する業務について、引き続き 2 年以上の運営実績があること。

(9) 提案業務と同等の業務について、1年以上の官公庁又は他の地方公共団体における受託実績があること。

(10) 杉並区競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(11) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定の「プライバシーマーク」の使用許諾取得事業者の認定を受けていること。

※共同事業者が本プロポーザルに参加する場合は、全ての構成事業者が(3) から(11)の参加資格を全て満たすこと。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
実施要領の公表	令和6年9月2日（月） 杉並区公式ホームページからダウンロードできます。 (https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html)
企画提案書等の提出期限	令和6年9月30日（月）午後5時まで（必着） ※プロポーザル参加希望事業者は、企画提案書等を「11 担当課（問い合わせ先）」へ持参又は郵送（書留郵便に限ります。）してください。
第一次審査（書類審査）	令和6年10月中旬から下旬 ※第二次審査の対象とする事業者を選定します（3事業者程度）。 ※審査結果は、選定後速やかに通知します。 ※審査は非公開です。
第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）	令和6年11月上旬から中旬 別途連絡します。
受託者候補者選定結果の通知	令和6年11月19日（火）（予定）に通知します。

※第一次審査以降の日程は、応募状況等に応じて変更となる場合があります。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載の上、「11 担当課（問い合わせ先）」にE-mailで提出してください。件名は「杉並区課税課プロポーザル問い合わせ【事業社名】」としてください。

(2) 受付先

「11 担当課（問い合わせ先）」に同じです。

(3) 受付期限

令和6年9月12日（木）午後5時まで

(4) 回答方法

令和6年9月20日（金）までに杉並区公式ホームページで公開します。なお、質問内容が不明瞭なもの、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

「提出書類一覧」（別紙3）のとおりです。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

※ 郵送の場合は、封筒表面に「杉並区課税課プロポーザル応募書類在中」と朱書きしてください。

(3) 提出先

「11 担当課（問い合わせ先）」に同じです。

(4) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時必着

※ 未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。また、郵送により生じた事故等については、区は一切責任を負いません。

(5) 留意事項

ア 「企画提案書」（様式4）に添付する「企画提案内容」は、「企画提案書」の〈企画提案内容作成時注意事項〉を参照し作成してください。

イ 「見積書」は、区指定の様式（様式5-1、様式5-2）を使用してください。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区軽自動車税等受付及び特別区民税等証明書交付業務等受託者候補者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容等を審査し、本業務に最も適していると認められる受託者候補者を選定します。選定委員会は非公開です。

ただし、選定委員会での審査の結果、一定の点数に満たない事業者については、受託者候補者としません。

(1) 評価基準

① 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	○ 経営状況は良好か
業務遂行能力	○ 業務の遂行体制は妥当か
賠償責任能力	○ 賠償に対する責任能力があるか
業務実績	○ 提案業務の受託実績は十分か

② 企画提案等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
受託に向けての基本方針	○ 受託に対する基本的考えは適切か
受託業務についての基本認識	○ 業務内容についての取組姿勢、課題認識は適切か
業務の管理体制等	○ 管理体制は整備されているか ○ 人材確保に向けた取組は適切か
業務の執行体制等	○ 執行体制は整備されているか
教育訓練体制等	○ 教育訓練体制は整備されているか
業務分析等	○ 業務分析や業務改善についての取組内容は妥当か ○ マニュアルは整備されているか
企画提案内容	○ 実施手順とその手法は妥当か ○ 一般論ではなく、具体的で実効性のある提案となっているか ○ 資料調整能力は優れているか
費用対効果	○ 業務内容に見合った見積になっているか。
プレゼンテーション、ヒアリング	○ 説明は論理的で説得力があるか ○ 質問の受け答えが的確で、業務に対する熱意や意欲はあるか

③ 社会的責任に対する評価基準

評価項目	評価の内容
社会的責任	○ 区の施策や社会課題等へ適切に対応できるか ○ 適切な労働環境を確保しているか

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度を想定）を選定します。

※ 第一次審査の結果は、審査終了後、速やかに通知します。また、第一次審査合格者に対しては、第二次審査の日程等を併せて通知します。

イ 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定委員会で第二次審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。

第二次審査の実施方法等詳細は、第一次審査通過者に対して別途通知します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和6年11月19日（火）（予定）に、全ての第二次審査参加事業者宛てに通知します。

※ 非選定の通知を受けた事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 参加者の失格

参加資格の確認を受けた応募事業者が、資格確認後に、次の「ア」から「オ」までのいずれかに該当するときは失格とし、提案をすることができなくなります。その場合、既に提出されている企画提案書等は返却いたしません。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 参加資格を満たさなくなった場合

ウ 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

エ 応募事業者（応募予定者の関係者を含む）が、選定委員会等の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの募集に関係する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

- ・ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席

オ 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9 選定結果に基づく委託可能期間

本件の契約期間（委託準備期間を除く。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。ただし、履行評価等の結果から業務が適切に行われていると区が判断した場合は、契約期間（1年間）を最大4回まで更新できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しません。（失格の場合を含む）
- (5) 受託者候補者と契約内容の協議が整った後に、契約締結手続を行います。
- (6) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例（昭和61年条例第38号）に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (7) 契約の締結にあたっては、区指定の標準契約書を使用します。
- (8) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が区と契約を締結する場合においては、本業務の全部または主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ区の承諾を得たときは、この限りではありません。なお、プロポーザルの公正性、透明性の観点から、原則として、プロポーザルで競合した事業者は委託先とすることはできません。
- (9) 参加を辞退する場合には、「参加辞退届」（様式6）を提出するものとします。

- (10) 選定された受託者候補者が「8 参加者の失格」に該当する場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合は、必要な評価点数を満たした次順位の事業者と契約締結交渉を行うものとします。
- (11) 本件は、当初業務委託に関する令和7年度当初予算案が、区議会にて成立した場合に契約を締結します。なお、準備業務委託に係る契約については、この限りではありません。
- (12) 当該業務は、杉並区公契約条例第2条第3号に規定する特定公契約に該当し、区が定めた下限額以上の賃金の支払い等が適用されます。そのため、条例の内容を十分に理解し、合意した上で、契約することになります。
詳しくは、区公式ホームページをご覧ください。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/1060019.html>
- (13) 本プロポーザル選定の透明性を確保するため、区公式ホームページにおいて、次の内容を公表します。

公表項目

- ・ 件名
- ・ 選定事業者（事業者名及び所在地）
- ・ 指定期間
- ・ 選定経過
- ・ 選定理由
- ・ 選定委員の職名等及び氏名
- ・ 審査結果（評価項目及び評価点、評価点内訳）
- ・ 参加事業者名（応募者が2者の場合も含む）
- ・ 主管課名

また、上記公表項目と併せて、会議記録を公表します。

11 担当課（問い合わせ先）

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

杉並区区民生活部課税課税務管理係

担 当：原山・杉岡

電 話：03-3312-2111（内線 1202）

F A X：03-5307-0696

E-mail：KAZEI-K@city.suginami.lg.jp